

輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理 No	
追一	—
令和	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所
氏名又は名称法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者【不開示】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。